

## 道州制・地方財政制度調査検討会

### 第7回道州制分科会概要（2008年2月25日 議事堂 601 特別委員会室）

#### 1. 「道州制分科会報告（素案）」について（事務局説明）

北川分科会長：それでは、委員の皆さんからちょうだいした意見資料として、資料3にありますけれども、これはまた後ほど委員間討議を行わせていただくとして、今説明をいただいたこの素案そのものに関して、作成を担当いただいた事務局の方に内容的に質問があれば、先にお願いをいたしたいと思います。

皆さん方、どうですか。ご質問的な部分、また、あれば後ほど中でも出していただくとします。

#### 2. 委員間討議

##### （1）「意見資料」について各委員より提案説明

北川分科会長：次に、事項書の2番の委員間討議に移らせていただきます。

委員の皆さんからご提出をいただいた意見について、各自5分程度説明をいただいて、その後に委員間討議をいたしたいと思います。

お手元に資料3として、意見を取りまとめていますので、上から順にご提案の内容についてご説明をお願いいたしたいと思いますが、なぜか私が一番上になっていますので、私の方から説明をさせていただきます。

メリット、デメリットについては、ごらんいただいたように、委員の皆さんから出していただいた意見を、それを中心に書かせていただいたいと思うんですが、この三重県の自己評価の部分というのはなかなか難しい部分で、皆さんも読んでいただいて、大変苦労というか、考え込んでいただいた部分ではないかなと思います。

できる限り地域性というか、三重県独自の話をつけ加えたいなというふうに思っているんですけども、特に後半の課題の部分についてはどうしても課題というよりは、都道府県が抱える今の課題というふうなニュアンスになっていますので、少しでもこのへんの肉づけができたかなと思っています。

評価すべき点についても、素案の方にあるのが、結構私が生まれていないころからのものがあったりして、評価が非常にしにくい内容でして、少し自分の身近なところの年代で思うものを書かせていただきました。

ですから、どちらかという、ではこれが本当に評価されるのかという部分はあるかと思うんですが、ご容赦をいただきたいと思います。

広域的・補完的事務については、情報先進県として情報の基盤整備、いわゆる広帯域のブロードバンドの設備を、これはケーブルテレビ等を使って、全県的にいち早く広めたというのは、これはかなり先駆的で、これは広域的とっていいのかわかりませんが、どちらかという、（イ）の先導的な部分かもわかりませんが、情報先進県として非常に有意義ではなかったかなというふうに思います。

それから、(イ)の森林環境創造事業についても、国のゾーニングより先に環境林、それから生産林の区分けをしてやっていくというふうな考え方を先駆的に示してやっていったというのは、国にも影響を実際に与えたのかどうか、私は分からないんですけども、そういう考え方も成り立つのかな。

それから、地方自治に関しては、残念ながら、今回なくなりましたけれども、生活創造圏ということで、県が主体的になって市町村の枠組みを超えて官民協働の地域づくりに取り組んだというのは、ある意味広域的な対応として一つ評価されるものではないかなというふうに思いました。

それから、aの総合調整機能の部分で、世界遺産なども3県共同で進めて勝ち取ったというのは一つの成果ではないかなというふうに感じています。

課題については、2つ挙げさせてもらっています。三重県という枠組みで考えると、南北格差というのが解消できていない、これは道州制にかかるかどうかというのは難しいところですけども、大きな課題としてあるのは事実かなと。

あるいは、新しい公の概念の中で、NPOとか、多様な主体と、それから県、市町、このあたりのかかわり方がまだまだ不明確だということところが大きな課題ではないかなと。

今、地域振興条例も策定中ですけども、そんなところも大きな課題ではないかなというふうに思っています。

あと、つけ加えて課題のところ、口頭で言わせていただきますと、の課題のb、cのところ、これはどちらに入るかわかりませんが、住民から、今受けているサービスというのが、これが市から受けているサービスなのか、県から受けているサービスなのかという、恐らく認識はないと思うんですね。そういう部分がまさに正確なあいまいさ、または市町地方事務との競合というのを、実際にあらわしている部分ではないかなというふうに思います。

それから、aの法令上の差し障りを感じて明白だと思っているという部分は、ほかの方も書いていただいていると思うんですが、ちょっと表現としてどうかなという部分と、では具体的にどういう部分なのというのを書かないと、ちょっと抽象的過ぎるかなというふうに思います。

それから、dとその次のeにもかかわる部分ですけども、逆に今政令とか省令で縛られていて、結局独自性が発揮できないという考え方があると思うんですが、三重県としてそれがネックになって、自在に施策を展開できない事例というのは、具体的に1つでも2つでも挙げておくべきかなというふうに感じています。

それから、fについては、四日市の中核市ができていますから、このへんについて後のgにも出てくるんですが、少し三重県の事案として言及しておく必要があるのかな。どういう書き方がいいのか、ちょっと迷うところですけども。

それから、gについても、平成の市町村合併で、いわゆる補完的事務がなくなったり、広域的事務も少なくなる、このへんについてやはり県下の事例というのもし書いておくべきかなと。例えば、新しい津市というのは10市町村が合併して、伊賀市ですと6市町村ですよ。こういうのはまさに広域的な部分が少なくなっていく部分だろうと思いますし、何かそういう具体的な表現が必要なのかなという感じがしますのと、それからhで住民から遠い存在という意味では、基礎自治体では今地域内分権というのが進んでいます。地域内分権というのは、まさに新しい公の概念の一つでもあるでしょうし、まずはそれが一番身近な公であって、そしてその次が基礎自

治体であって、そしてまたその次に県という形ですから、地域内分権をすることによって、もうワンクッション従来より遠くなっていくというのも一つの遠い存在の理由に挙げられるかなど。県内の事例が具体的にあれば、このへんにも言及かできたらなというふうに思います。私からは以上です。

1点、訂正で、6ページの宮川総合開発事業が注釈が2番になっておって、下が1番で残っていますので、これだけ訂正してください。以上です。

それでは、真弓委員さん、お願いをいたします。

真弓委員：アトランダムに書いたわけですがけれども、この項目にかかわらずに、前から言っていることを、そのままうちの立場として、道州制の論議というのが財界の利益に一方的に進められているという、その懸念というのはこの間払拭できない。また、経済連が提言をやり直すという形もありますし、その中で道州制を論議すること自身、県民にとってはデメリットだろうと考えています。

国・県によって、強制的に進められた市町村合併、この中に記述がありますけれども、やはりこのことについて考えていかないと、道州制がポンときたら、今ある県と市町との関係が壊れてしまうおそれがあるかなというふうに考えます。

例えば、合併した津市を見ても、もしこの間に早急な段階で道州制へ移行して、県というものがなくなったら、津市民としてはおいおい大丈夫かなというのが正直なところで、今までも津市は県におんぶに抱っこみたいなのところがあったけれども、道州制になってはしごが外されてしまうというのが、結構津市民は持っているということ。

やはり合併した市町がやっていけるといふ目途がまずつかないと、地方分権もくそもないんじゃないかなと思っています。

特に、今のこの地域は200年続いた江戸時代の地域性というのが色濃く残っていると思うんですね。それをもとに廃藩置県が行われて、また200年たったわけだけども、ここに記されている道路とか交通網の整備で、非常に形が変わったといっても、たかだか今50年の間の話で、ガソリンが高くなったら、もうどうなるか分からへんということで、300年以上つながってきた地域性というのはDNAにしっかりと組み込んでいる訳なので、それを壊す論議というのは、道州制の中でもうちょっときちんとやらないと、道州制の考えのもう一つの相反する考えとしては、地域での基礎単位の自治体という論議になる訳だけれども、それがどこかに行ってしまうのではないかなというふうに思います。

これも最後の4番も何遍も言うてるんだけど、今は三重県は非常に大きなメリットを持ってあって、道州制でそのメリットを手放すというのは本当にもったいない話だと。この中にも単独州というのがありますがけれども、この東海圏と関西圏とをつなぐ交流基点というのは、今のところやったら、漁夫の利みたいなことが得られる訳だけれども、それがなくなってしまうことが最大のデメリットになるかなと思っています。以上です。

北川分科会長：続いて、奥野委員、お願いいたします。

奥野委員：いつも言っておることです。

県は、本当言うと必要ないんかなと思うけれども、この市町村合併によって、今、真弓委員からも仰られたように、今の伊勢の状況を観てみますと、きちんとした基礎自治体となっていない。

大失策が続々と出てくること自体がおかしい、基礎自治体としての体をなしていないということです。ですので、まずはやっぱりそれぞれ13万、15万、20万、30万の都市がきちんとした形をつくるのが、一番今すべきことであって、それができれば、道州制に自然な形でいくのではないかなと思います。

それとやはり、今の限界集落とかがいろいろなことが出ていますけれども、国がもっとすべきことは、「この国のかたち」をどんなふうにしていくんかと、一極集中ではない、また日本の中には大事な部分、人口が少なくなっても大事な部分を、位置を占めている地域があるわけですから、もっともって国のあり方、「国のかたち」というのを構築してから道州制に移行するべきではないかなと、土台をつくらず、形をつくってはいけませんので、そんなことですか。

北川分科会長：はい、ありがとうございます。続いて、中川委員、よろしく願います。

中川康洋委員：評価すべき点と課題のところは少しだけ書かせてもらっているんですが、評価すべき点に関しては、ちょっと具体的な内容の説明のところは全体的に行政のシステムとか、行政の側から見た制度制定に偏り過ぎているような感じがありまして、非常に堅さを感じるんですね。

ですから、具体的にというところを私よく表記できなかったんですが、北川座長の評価すべき点のところの意見を読んでいまして、例えば（ア）の広域的・補完的の事務での情報先進県としての情報基盤整備が県主導で行われたとか、（ウ）の地方自治、地域社会の変化への広域的な対応で、生活創造圏ビジョンを策定し、官民協働による個性と魅力ある地域づくりに取り組んできたとか、（エ）の計画調整的機能において、3県共同で熊野古道の世界遺産登録に取り組んできた。

こういった、最近のものというか、少しソフト的なものというんでしょうかね、そういったものも入れていくことができないのかなというのは感じるところです。

それと、課題のところは、全体的にいい形で表現されていると思うんですが、aの都道府県域と経済圏、生活圏との合理性で、広域的な経済圏や生活圏としての合理的な根拠はほとんどなくなってしまっているというのはわからんでもないんですが、だからといって、それ以降のほとんどの住民が日常を意識しないかわりに、隣県等との行政サービスの差や法令上の差し障りを感じて迷惑だと思っていると。そう感じている人もいると思うんだけど、ほとんどの住民という書き方が少し踏み込み過ぎているんじゃないかなと思うので、現段階では余りここまで表記するのはどうなのかなというふうに思います。

それと同じような観点なんですが、hの部分においても、住民から遠い存在の都道府県で、住民自治の観点からは、結局都道府県は遠い存在でありというのはわからんでもないんだけど、だからといって、住民は都道府県の存在すら意識していない状況であるというのも、少し、道州制を進める意味においては、ここまで書き切ってしまうのもいいのかもしれないけれども、私としては、基本的には道州制の移行に対しては賛成なんですが、それまでにさまざまもって議論すべき問題は多々あると思うので、余りそれを進めるがごとの意味において、ここまでちょっと踏み込んだ表記というのは、少し抑えておくべきじゃないかなというのが、このaとhの部分において感じる場所があります。

場合によっては、このへんの表記はちょっと消してもらってもよいのかなというふうには思っております。以上です。

北川分科会長：ありがとうございます。

お手元に配らせていただいたのはここまでなんですけれども、あと出席の委員の皆さんでこの点についてご意見がありましたら、発言をいただければありがたいですが。

藤田委員、いかがですか。特にございませんですか。

水谷委員、後藤委員、よろしいですか。

中川委員、貝増委員、よろしいですか。

村林委員、ありましたら。

村林委員：ちょっとだけ。全然まとまらへんもので、紙に書けへんかったんですけど、三重県やからこれをやれたんたというような、三重県だから必要やったというような、絶対に三重県やなかったらできへんかったというのは、何ていうんでしょうかな、そういうアイデンティティというか、そういうような多分具体例、それがわからへんんですけど、それが必要で、それをもし道州制やったらもっとうまくいったんか、それともあかんっていったんかというような視点が要るのかなとか、非常に漠然としてよくわからへん感じなんですけれども。

例えば、ここの「サンベルトゾーン」というのは、観光のものなんですか。国際リゾートなんですか。

北川分科会長：そうです。

村林委員：例えばですけど、もし道州制で東海全部で取り組むんやったら、今よりもうまくいったとか、「宮川ルネッサンス」は例えば東海全部でやったら、宮川みたいな川はとるに足らんもので、木曾三川とかに取って代わられて、結局できへんかったやないかと、そういうような視点が、三重県やから、あるいは道州制やったらどうなるかというような視点で評価するのがどうかというような、何か漠然とそんなふうに思っていました。以上です。

北川分科会長：ありがとうございます。

## (2) 「意見資料」・「素案」等に基づく委員間討議

北川分科会長：それでは、ここからは自由に討議をいただくということで、議論の中心は今の三重県議会から見た三重県の自己評価を中心に議論いただくとして、それ以外にもありましたら、ぜひ出していただくという形でご討議をお願いをいたしたいと思います。

分科会長から言わせていただいてあれなんですけど、評価すべき点に挙げていただいている項目で、果たしてこれでいいのかどうかというのは、正直判断材料がなかなか物差しがないですよ。評価すべき点として挙げていいのかどうかというのは、前にもお話ししたかもわかりませんが、そのへん、皆さん方ご意見どうでしょう。結構古い内容があったりするもので、それがどうなのかと言われると、ちょっと困ってしまうんですけど。中川委員。

中川康洋委員：同感でしてね、私も読んだ感想、ここは古くて堅いんですよ。もう少し新しくソフトにしてもらった方がいいのかなと。既に終わっている事業とか、破綻しているとは言わないけど、構想とか、あったりするもので、もう少しここはちょっとあえて評価すべき点ですから、項目立てはいいんですけど、考え方もいいんだけど、ちょっと具体的なところがね、少しどうなのかと、私も同感するところですね。

北川分科会長：逆に先輩議員の皆様方、この辺りでこれは違うぞとか、これは挙げておくべきやと

というような内容があってくれとありがたいんですけども、いかがでしょう。中川委員。

中川正美委員：昭和25年に私は生まれたんですけども、大変大事な問題ですね。だから、古い話なんですけれども、宮川総合開発事業も、また公害防止、あるいはこの「サンベルトゾーン」も、そのときどき大変大きな問題だったんです。それがベースにあって今日あると。賛否両論ありますけれども、僕としては、古い問題でありますけれども、こういう形で歴史的には残していくべきではないかなという感じはしますね。

あと幾つかあるんでしょうけれども、ちょっと思い出せないものですから、これは昔であるけれども、今日のベースの中にこういったものは列記していく必要があると思いますけどね。

北川分科会長：そういうふうに聞かせていただくと、安心をします。

真弓委員：「評価すべき点」となると、県として県民のためにやったよねという、そういうグッドジョブの感じの評価というふうに読み取れると、文句も出てくる方面もいっぱいあるの違うかなと、そこら辺の県として取り組んだ件とかというふうにならないと、例えば県として取り組んだ点だったら、RDFをやったとか、いろいろなことが出てくるだろし。

その、それこそ県のやったことを全部、これはよかった、悪かったという意見の分かれるところをわざわざ分けてやるよりも、今まで県がやってきたことはこんなのがあったんやと、県として県民のために一応やったというふうにしてやっているわけですから、それぞれの評価は当然分かれるはずなんだけれども、いいのと悪いのとやっていくと、どうしてもずっと前も、だれも思い出さない話しか出てこないということになってしまうので、だからここには県がやってきたのは、きょうの代表質問でも問題になったRDFの問題とか、元へ戻ると宮川総合開発だとか、そこからずっと今まで宮川プロジェクトの形も残っておるんだけれども、そういう形で入れられた方が、僕らの検討会議の中の報告としては、いいのかなという気がするんですけどね。

貝増委員：表題の表記をどうするかは別として、中身はこの委員の中にも行政出身者が2人もいるけれども、県庁行政の職員というのは、一つ一つ記載されている事業でも全部点を線にしてずっと説明するから、議会がどれだけチェックできていたか、議会というのは、点のそのときだけなんです。だから、今みたいなことが出てくる。

しかし、真剣に掘り起こし、それから作成、そして実行、そこで議会のチェックが入るだけで、議会というのはそれだけ責務もなかった。だから、そういう観点から言うと、我々はそれを批判することはできない。

だから、県がやってきたおのおのの時代を認めてきて、応援してきたけど、やったことは、最初であっても、こういう流れで書いてくれた方が説明はしやすいと思う。これが評価すべき点という表題が、見出しがどうかというだけで、だから中身を否定しているという・・・それはわかる、これは議員と首長との違いで。

真弓委員：・・・評価すべきということで、評価が.....。

北川分科会長：言われることは、お2人、似ているところもあって。

要は、取り組みを評価するのか、成果を評価するのかという部分があると思うんですけどね。取り組みという面では、多分違和感がないと思うんですけども、成果としてどうなんや、評価されるべきなのかということになると、疑問符がつくものも恐らくあるんだろうと思います。ただ、この自己評価の枠組み自体が、どちらかというと、プラス面、マイナス面を評価と課題とい

う形で挙げてあるので、ちょっと悩ましいところではあるんですけども……。

貝増委員：地方分権、三重県の行政・・・取り組んで、評価と決めるからおかしくなってくる。

奥野委員：評価は、100年先に評価されるかも分からへんのやし、今のためにやっていることでもないわけやし。だから、この時代の評価というのは、するべきではないと僕は思う。実際言っ  
て。それは来年に評価されるけど、また5年先には評価されないということもあり得るわけなん  
やで、この評価というのは、評価かと、だから評価は住民が住みやすかったなというのが評価で  
あるんやと思うけどね。評価っておこがましいような気がする。我々がやるのは、余りにも偉そ  
うやないかと、僕は思うんですよ。

北川分科会長：分析ぐらいにしときますか。

真弓委員：こういうことがあったというぐらいでええんのとちゃう。

貝増委員：そうだね。そういう扱いの方がいい。

奥野委員：こういうことがあったと、三重県はこういうことをしてきたと、それを我々が判断すべ  
きでなくて、後々の人が判断すべきであろう。

北川分科会長：評価したら難しいですし、ましてや県議会という立場で、県を自己評価と書いてあ  
るので、非常に難しいスタンスの話ではあるんです。ちょっとこのへん、皆さん方の今いただい  
た意見を鑑みながら、ちょっと事務局さんと表現について調整させてください。

中川正美委員：報告書は、どこに対して。

北川分科会長：それは議会です。

中川正美委員：議会に対して。

事務局：それはオープンにするつもりです。していかないと、せっかく皆さんにやっていただきま  
したので。

中川正美委員：僕が言わんとするのは、当初からこの道州制の議論というのは奥深い、また幅広い  
ことですね。やはりなかなか答えが出にくいと前から申し上げているので、県民の皆さん方が道  
州制に対して、考え方が持てるというか、考える余地があるような形のものを出したら・・・い  
いんですよ。これ例えば、県民の皆さんがこれでわかるかなという疑問もあるんですね。そう  
いうこと。

北川分科会長：そのあたりはどうでしょうか。いわゆるこの課題にも、この表現もまた後で言わせ  
ていただくかなと思ったんですが、11ページの4の3で、市町と連携した県民への道州制の  
周知という部分があって、まずは前段階として、この1年というのは、恥ずかしい話、私は勉強  
させていただくレベルに終わっているのかなという感じがしているんですね。

では、どういうふうに発信をしていくかというのは、次の課題として提示をさせていただくレ  
ベルかなと。もちろん県民と情報共有して、問題意識を共有するということが非常に大事なこと  
だと思いますので、それを議会としてどういうふうにやっていくかというのは、やっていかない  
かん話だと思うんですよ。

ただ、今の段階はどういう意識で県民と共有していくかということも、スタンスが結構ばらけ  
てましたので、とりあえずは議員間で勉強させていただいて、成果としてはちょっと確かに対県  
民というレベルでは、この内容ではわかりにくさは残ってしまうのは事実ですが、発信の仕方が  
次の段階というふうに考えさせていただいたら、だめでしょうかね。

奥野委員：3ページの6の三重県の道州制に対する考えとあるでしょう。これが僕、今の時点で一番あるべき姿かなと思う。

北川分科会長：そう書いていただいてありましたね。

奥野委員：道州制を議論する上での前提条件である地方分権の当面の課題とか、このへんまでしかかな、これぐらいなら県民に発信してもわかるんじゃないですか。我々もこれぐらいの程度じゃないんですか、と思いますけどね。

それを掘り下げて、こう思うという、財政問題とか、いろいろな地域条件とか、いろいろなことをやらなきゃいかんじゃないですか。だから、この辺までしか今は議論というか、できにくいと違うのかなと思いますけどね。

それでも、これから先のメリット、デメリットなんてわからないでしょう。道州制、仮に東海州とか、そうなったときに「メリットはどうなんだ」、「デメリットはどうなんだ」というのは分からない。だから、そうと違うかなと思うんですけどね。

北川分科会長：その対県民の部分については、次の段階の課題にさせていただくのが一番いいのかなと思いますけどね。恐らくでは、道州制はどんなものかという部分から説明をしていかないと、持ってられるイメージも、私らの5月段階と同じでばらばらですし、いきなりボールは投げられへんのかなという感じもします。

ほかにご意見ありましたら。

水谷委員。

水谷委員：今日配付していただいている話、後で話はあるかわからんですけども、全国議長会の道州制検討会の2月にまとめた報告書の中で、ちなみに読ませさせていただくと、統治機構のところ、議員内閣制について研究してもらっていたり、それはうちの議会事務局が道州制と道州議会に関する報告書を去年挙げていただいているところと重複してくると思うんですけども、あるいは道州の行政組織として条例で自主的に行政組織について決定できる、これも事業条例のさらなる先の行政基本条例ぐらいの話まで言及されているようなんですが、これを20年2月に出てきた検討報告書なので、3ページの三重県の道州制に対する考えの後ぐらいに、うちの分科会としては入れた方がいいなと思い始めているんですが、そのへんの進め方は、座長も検討済みでしたか。

北川分科会長：これについては、先程おっしゃっていただけませんでしたっけ、その書き込み。

事務局：実はこれは、先程中間報告もどきと言わせてもらいました、全議のまとまった考え方はまだないんです。一応臨時総会で論点整理ということで了解されたんですけども、本当は中間報告という名前で事務局は出したかったようなんですが、全議としてまとまった考え方ではないということで、こういう表現になったふうなことです。また正式に全議としての考え方が示されたというわけではないという、何かすごく分かりにくい表現で申し訳ないんですが、そういうことで3月に本当の報告書が出されるということですので、またちょっと前に書くのは早いのかなという気はいたします。

水谷委員：と言うと、この20年2月というところが中間報告で、3月にまとまって出てくると、全議の組織内で承認されていないと。

事務局：論点整理と今後の検討課題ということで、考え方がたくさん併記された形で出されている

と。これはもともと全議はこういうものをつくる、最初の考え方が、全国の議長さん方の道州制に対するお考えをまとめていただく材料を提供するといったようなつもりで作成をしておりますので、正式には3月に出しますという話ですし、それを出した後も、引き続いて学識とかの意見を入れ、それから各界の動きも聞きながら、さらに検討を進めていくというふうなことから、まだこれは中間報告にもなっていないものなんです。そういう段階です。

水谷委員：なるほど、分かりました。では、見切り案でいいですね。

北川分科会長：これは、中間報告にほぼこれになるものでもないんですか。

事務局：中間報告といえますか、ほぼこれで3月の報告になるだろうと思うんですけども、それ以降、ちっとも検討会が開かれていませんので、恐らくこのままになるだろうと思うんですが、正式には出ていません。

北川分科会長：正式な扱いはできないということですね、今の段階では。

はい、わかりました。よろしいです。

ほかにご意見ありましたら。

もしあれでしたら、自己評価の部分以外でもご意見がありましたら。

また、ペーパーで出していただく予定はしておりますけれども、さきにお気づきの点がありましたら。

特にございませんですか。

そうしましたら、討議を終了させていただきます。

次回の第8回道州制分科会では、できれば分科会としての最終回といたしたいと考えております。

本日のご議論を踏まえて、素案を修正してご提示をしたいと思えます。

そして、次の次にはその修正したものを地方財政制度分科会と一緒に合同の検討会の場において分科会同士で報告をし合って、合冊し、検討会としての報告書にしていくことになると思えますので、よろしく願いいたします。

地方財政制度の分と私どもの分と合わせてまとめてという形にさせていただきます。

そして、本日の議論を踏まえて、ご提案がある委員の方は、お手元に提案ペーパーの様式をお配りしておりますので、今週中にご提出をください。

### 3. その他

次回道州制分科会は、3月3日月曜日の13時30分から開催することとされた。